

北区多文化共生指針策定検討会（第4回）次第

（平成30年2月2日開催）

1. 開 会
2. 第3回目検討会の議事録の確認
3. 資料説明
多文化共生指針（素案）について
4. 討議
5. その他
次回の予定

第1章 北区多文化共生指針策定に向けて

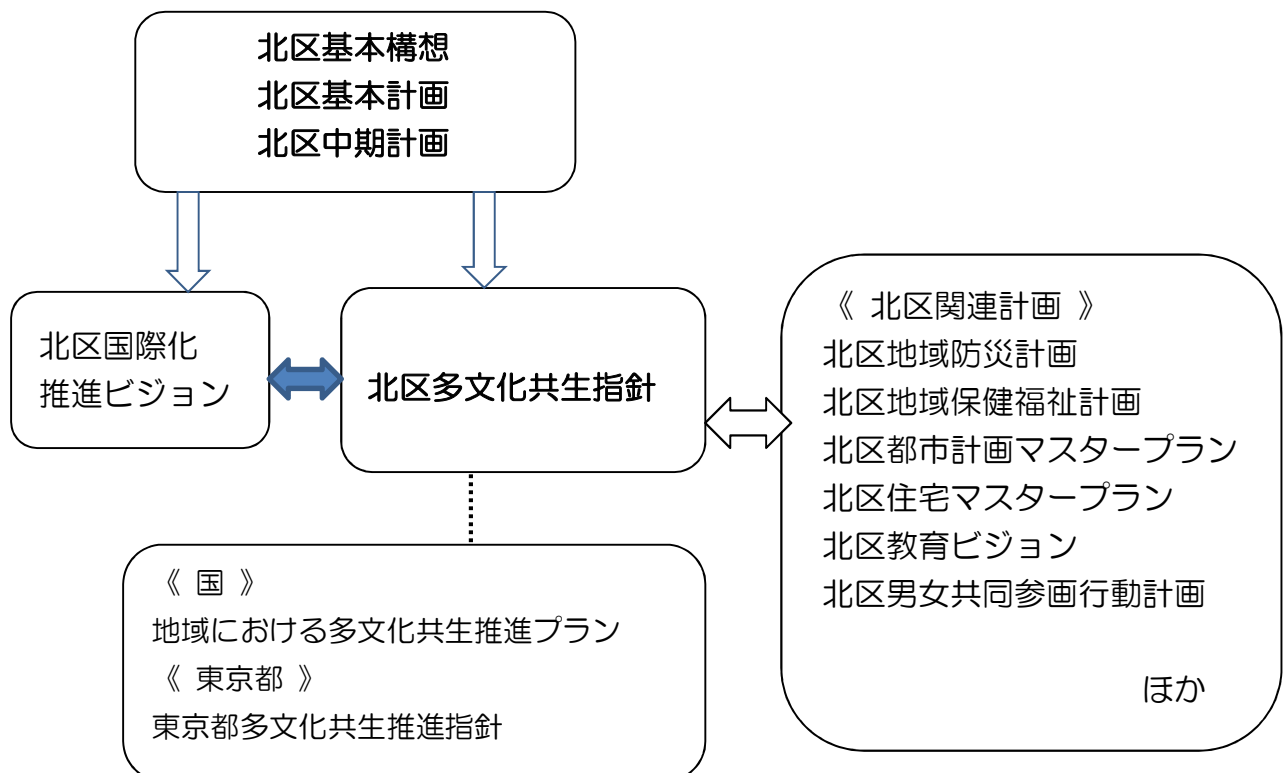
1. 策定の目的

平成29年4月に、北区における外国人の人口は2万人に達し、その後も増加しています。国籍も多岐にわたり、日本人を含めた人口に対する割合も上昇し、平成30年1月1日現在で6%を超えて、身近に多くの外国人区民がいることが、ますます当たり前となっています。

北区においては、「北区国際化推進ビジョン」（平成16年6月）に基づき、外国人区民との相互理解を推進してきましたが、依然として、地域や小中学校などで言葉や習慣などの違いからさまざまな課題が生じています。これらの課題を整理して、適切な施策を推進するために、日本人区民と外国人区民が、地域で共生していく方針（多文化共生指針）を策定することとしました。

2. 多文化共生指針の位置付け

本指針は、北区基本計画をはじめとする区の関連計画、国のプランや都の指針などとの整合を図りながら、北区国際化推進ビジョンと同様に北区基本構想に基づき、北区における多文化共生の推進のための基本的な取り組みを示す指針として位置づけます。



※北区国際化推進ビジョンとは並列の位置付けとする。

3. 指針の期間

指針策定から概ね 10 年間で指針の推進期間とします。

なお、策定から5年後に評価等を実施するとともに、社会情勢や進捗状況などに基づき、必要に応じて指針の見直しを行うものとします。

第2章 外国人施策の経過及び国・都の動向

1. 北区の外国人施策

(1) 北区国際化推進ビジョンの策定

平成11年に策定した「北区基本構想」においては、「グローバル時代のまちづくり」を掲げています。

そのうえで、よりきめ細やかな国際化施策を展開するため、平成16年6月に策定した「北区国際化推進ビジョン」において、次の3つを施策の方向として定め、国際化施策を推進してきました。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 地球市民を育む意識づくり② 国際交流・国際協力の推進③ 外国人にも暮らしやすい環境づくり |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

このうち、施策の方向③「外国人にも暮らしやすい環境づくり」の項目の中で、「多文化共生のしくみづくり」を具体的な施策とし、さまざまな取り組みを行ってきました。

(2) 北区における主な取り組み

※【 】内は所管部署

① ボランティア登録制度 【総務部】

区では、平成元年に「国際化推進ボランティア登録制度」、平成5年に「外国語通訳協力員登録制度」を設け、平成9年にはこれら2つの制度を一元化した「北区国際交流・協力ボランティア登録制度（K-VOICE）」（以下、「国際交流協力ボランティア」と表記します。）を設立しました。

ボランティア登録者は、国際交流紙“Global Thinking”の翻訳校正、区民まつり国際ふれあい広場の運営協力、区の実施事業における通訳・翻訳業務など、区との協働により地域の国際化を推進する大きな原動力となっています。

② 相談

○区民相談運営事業「外国人相談」 【政策経営部】

区内在住の外国人を対象に、日常生活上の諸問題について情報提供を行うとともに、専門相談員が相談に応じています。（言語：中国語、英語）

③ 広 報

○広報活動運営事業「ホームページ」 【政策経営部】

北区公式ホームページの自動翻訳サービスの運用保守を行っています。

(言語：英語、中国語、ハングル、フランス語)

○国際交流紙の発行 【総務部】

北区国際交流紙“Global Thinking”を、英語、中国語、ハングル、日本語の4か国語併記により、年4回発行しています。

④ 通訳・翻訳

○外国語の通訳と翻訳の実施 【総務部】

日本語の理解が不十分な外国人等に対応するため、必要に応じて通訳・翻訳を行っています。通訳では、保育園や小学校における保護者会、就学相談や乳幼児健診に伴う通訳など、翻訳では、国民健康保険制度の外国人向けの案内パンフレットなどがあります。

○通訳クラウドサービス運営業務（委託）

【区民部（戸籍住民課、税務課、国保年金課）、子ども未来部（保育課）】

来庁された外国人区民とタブレット端末のテレビ通話により、外部の通訳者及び職員との三者間通話による窓口対応を図っています。

(言語：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

⑤ 日本語学習

○日本語適応指導教室 【教育振興部】

日本語活用が困難な児童・生徒に日本語を教えるクラスを設置しています。

(平成29年度設置校：小学校2校、中学校1校)

○日本語適応指導員の派遣 【教育振興部】

小学校1～2年生で、日本語適応指導教室に通級が困難な児童、並びに小学校3年生以上で言語や交通機関の理由で通級困難な児童・生徒に対し、原則として3か月間、在籍校へ日本語適応指導員の派遣を行っています。

(言語：中国語、ベンガル語、タガログ語、ベトナム語、アラビア語、タイ語、ミャンマー語、ハングル、ネパール語)

2. 国における外国人住民施策

国（総務省）では、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような「多文化共生」の地域づくりを推し進める必要性について、地方公共団体に促してきました。

(1) 国際化の第3の柱「多文化共生」

地方公共団体に対しては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として、地域の国際化を推進することとしてきましたが、その後、「地域における多文化共生」を第3の柱とすることが求められました。

(2) 地域における多文化共生推進プランの策定

平成18年3月には、各都道府県及び区市町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」が策定されました。

また、「地域における多文化共生推進プラン」とあわせて、総務省が平成18年3月に公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を参考に、「地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、計画的かつ総合的に実施する」旨、総務省自治行政局国際室長から区市町村に通知がありました。

(3) 「多文化共生事例集」の作成

多文化共生推進プラン策定から10年が経過し、日本における外国人を取り巻く状況も変化していることから、地域における多文化共生施策のさらなる推進に資するため、平成28年に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を設置し、多文化共生の優良な取組み（52事例）を掲載した「多文化共生事例集」が作成されました。

3. 「東京都多文化共生推進指針」の策定

東京都は、平成28年（2016年）2月に、新たな考え方に立った多文化共生推進指針を策定しました。多文化共生社会を実現するために、行政、東京都国際交流委員会、区市国際交流協会、外国人支援団体等がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携を図ることが必要不可欠であるとししました。

また、区市町村については、「外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて、最も重要な主体である。地域における外国人の現状を踏まえつつ、在住外国人を直接支援する主体として、的確に行政サービスを届けることができる体制を整備し、外国人が日本人と共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれる。」とし、都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生の推進とともに、人材育成などの基盤整備も行うべきとしています。

参考：「地域における多文化共生推進プラン」の概要

1. 地域における多文化共生の意義

地方公共団体が策定する指針・計画においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理したうえで、課題や将来の方向性を含めた多文化共生の意義を明確にすることとされました。以下(1)～(5)は例示である。

- (1) 外国人住民の受入れ主体としての地域
⇒行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体とした。
- (2) 外国人住民の人権保障
⇒「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」等における人権尊重の趣旨に合致。
- (3) 地域の活性化
⇒世界に開かれた地域社会づくりは、地域産業・経済の振興につながる。
- (4) 住民の異文化理解力の向上
⇒地域住民の異文化理解やコミュニケーション力のある若い世代の育成に期待。
- (5) ユニバーサルデザインのまちづくり
⇒ユニバーサルデザインの視点で、まちづくりを推進する。

2. 地域における多文化共生施策の基本的考え方

多文化共生指針においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこととしています。

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

①地域における情報の多言語化

②日本語及び日本社会に関する学習支援

(2) 生活支援

①居住

②教育

③労働環境

④医療・保健・福祉

⑤防災

⑥その他（専門性の高い相談体制の整備と人材育成、留学生支援）

(3) 多文化共生の地域づくり

①地域社会に対する意識啓発

②外国人住民の自立と社会参画

(4) 多文化共生の推進体制の整備

①多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

②地域における各主体の役割分担と連携・協働

【市区町村の役割】

ア. 市区町村の役割

地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にしなが
ら、区域内における多文化共生の推進に関する指針等を策定し、外国人区民を直接支援する主体として取り組むこと。

イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局及び国際交流協会が中心的な役割を担い、どのようなリソースが存在しているか情報共有したうえで、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

参考：「東京都多文化共生推進指針」の概要

《多文化共生のための施策を進めるに当たっての基本目標》

「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」



〈多文化共生推進における現状と課題〉

① 外国人の活躍について

- ア 子供の育成と能力の発揮 ⇒ 子供に対する支援の充実 例) 日本語の習得
- イ 企業誘致のための受入体制 ⇒ 外国人ビジネスパーソンに対する支援体制の充実
- ウ 留学生の活躍推進 ⇒ 留学生の就業・起業の促進
- エ 外国人の地域参加 ⇒ 地域活動等への参加促進 例) 地域の担い手として活躍

② 外国人の生活について

- ア 生活面での情報提供 ⇒ 安心して日常生活を送るための情報提供
- イ より充実した生活を送るためのサポート
⇒ ボランティア活動等を通じた地域社会への参加支援ほか

③ 多文化共生に関する意識について

- ア 共生意識・異文化理解 ⇒ 日本人・外国人双方に対する異文化理解の促進
- イ グローバル人材の育成 ⇒ 東京を支えるグローバル人材の育成

④ 多文化共生の推進体制について ⇒ 多文化共生を推進する各主体の連携の強化



施策目標1：日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備

例) 外国人の次世代育成、日本語学習支援の充実、留学生等外国人の就業・起業支援、外資系企業の東京進出支援、地域活動やボランティア等への参加促進

施策目標2：全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

例) 生活情報や防災情報等の一元的な提供、医療機関等における外国人対応等の強化、交通機関等の多言語対応の充実、区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援、母国と同等の教育を実施している教育機関の情報提供、東京の生活をより楽しむための情報提供、地域活動等への参加促進<再掲>

施策目標3：グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成

例) 多様な価値観を受け入れる意識の醸成、人権尊重意識の醸成と国内外への発信、世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実、日本人と外国人との交流の場の拡充

第3章 北区の現状と課題

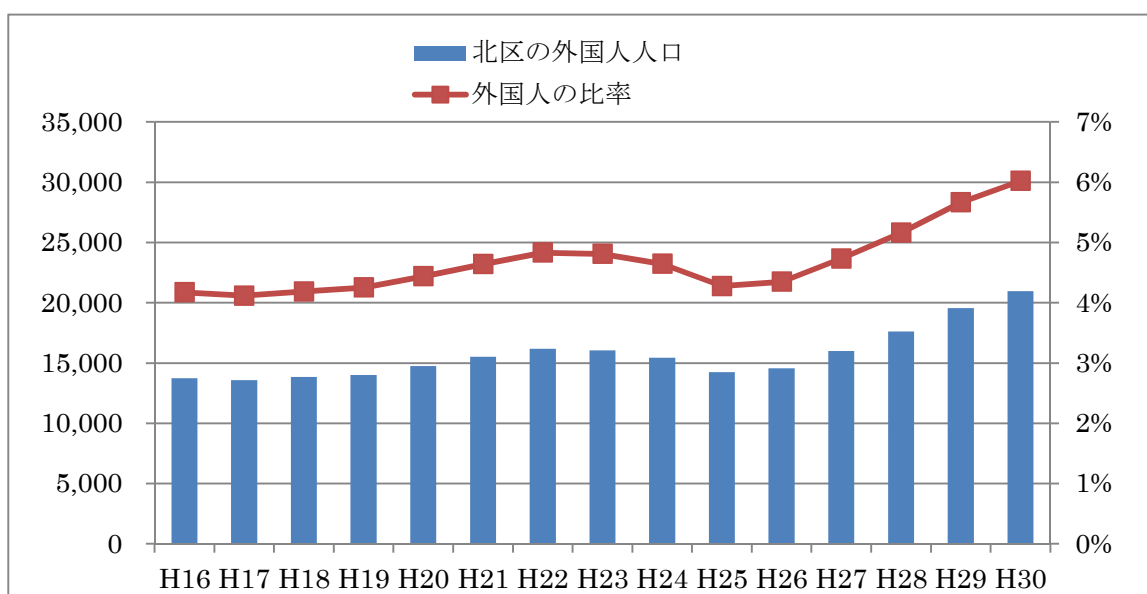
1 北区の現状

北区の外国人人口は平成30年1月現在で20,954人であり、総人口に占める外国人割合も23区中6番目と高くなっています。2011年の東日本大震災以降、一時的に減少したものの、2013年以降は一貫して増加傾向にあり、外国人人口は、10年前と比較して約40パーセント増加しています。

とくに、ここ5年は、総人口の増加とほぼ同数の増加となっています

(1) 外国人の人口の推移（平成16年1月1日～平成30年1月1日）

年度	外国人	割合	日本人	計
H16	13,743	4.2%	315,594	329,337
H17	13,576	4.1%	316,211	329,787
H18	13,834	4.2%	316,693	330,527
H19	14,007	4.3%	315,404	329,411
H20	14,740	4.4%	317,289	332,029
H21	15,530	4.6%	319,186	334,716
H22	16,176	4.8%	318,711	334,887
H23	16,063	4.8%	317,929	333,992
H24	15,451	4.6%	317,227	332,678
H25	14,248	4.3%	318,884	333,132
H26	14,558	4.3%	320,165	334,723
H27	16,005	4.7%	322,079	338,084
H28	17,609	5.2%	323,643	341,252
H29	19,552	5.7%	325,597	345,149
H30	20,954	6.0%	327,076	348,030



(2) 在留資格別の一覧表（各年 1 月 1 日現在）

（平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正後から現在までの在留資格の推移）

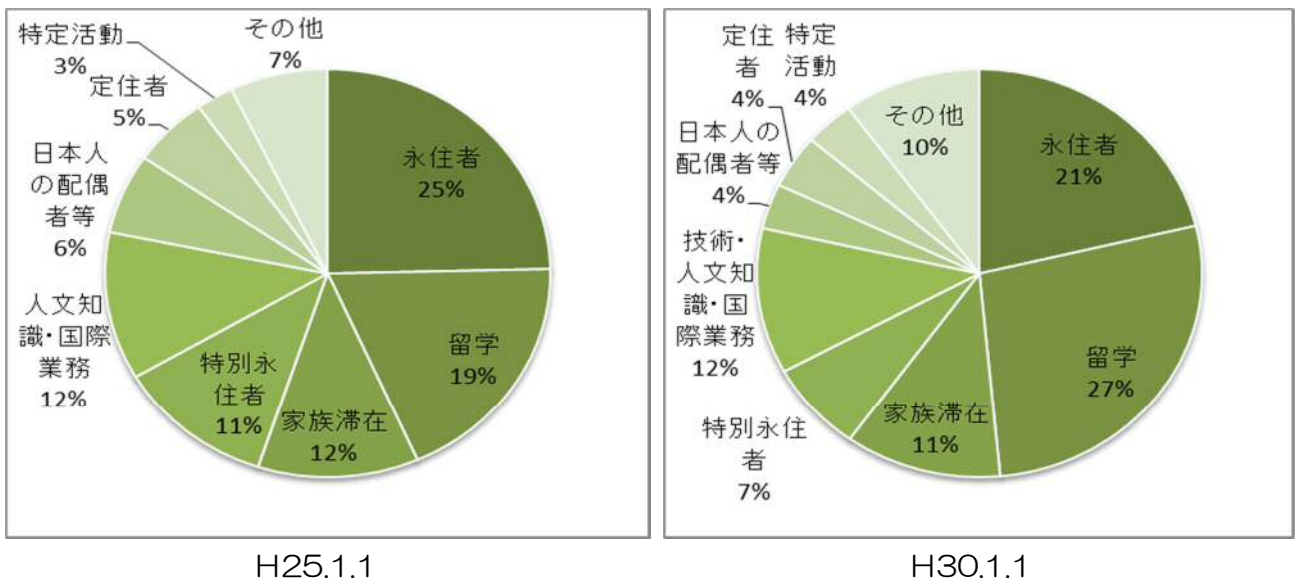
在留資格別の構成比では「留学」27 パーセント、「永住者」が 21 パーセント、「技術・人文知識・国際業務」27 パーセントと続いています。

5 年前の平成 25 年に比べ増加率が最も大きいのは、「留学」（113 パーセント）で、次いで「特定活動」（95 パーセント）、「家族滞在」（43 パーセント）となっています。

H25		H26		H27		H28		H29		H30	
在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数
永住者	3,511	永住者	3,792	永住者	3,956	留学	4,262	留学	5,100	留学	5,715
留学	2,673	留学	2,631	留学	3,334	永住者	4,172	永住者	4,371	永住者	4,449
家族滞在	1,660	家族滞在	1,694	家族滞在	1,793	家族滞在	1,938	家族滞在	2,161	技術・人文知識・国際業務	2,418
特別永住者	1,638	特別永住者	1,608	特別永住者	1,606	特別永住者	1,589	技術・人文知識・国際業務	1,752	家族滞在	2,387
人文知識・国際業務	1,058	人文知識・国際業務	1,106	人文知識・国際業務	1,211	技術・人文知識・国際業務	905	特別永住者	1,552	特別永住者	1,497
日本人の配偶者等	902	日本人の配偶者等	834	定住者	900	定住者	898	定住者	896	定住者	883
定住者	794	定住者	819	日本人の配偶者等	817	日本人の配偶者等	786	日本人の配偶者等	783	特定活動	760
技術	611	技術	600	技術	723	技術・人文知識・国際業務	704	技能	604	日本人の配偶者等	747
技能	483	技能	501	技能	534	技能	546	特定活動	591	技能	654
特定活動	389	特定活動	389	特定活動	456	技術	500	人文知識・国際業務	414	経営・管理	375
永住者の配偶者等	164	永住者の配偶者等	194	投資・経営	226	特定活動	458	経営・管理	365	永住者の配偶者等	256
その他	365	その他	390	その他	449	その他	851	その他	963	その他	813

注：在留資格については、出入国管理及び難民認定法の改定前「人文知識・国際業務」と、改定後の「技術・人文知識・国際業務」の資格が併存しています。

【在留資格別の割合の変化】

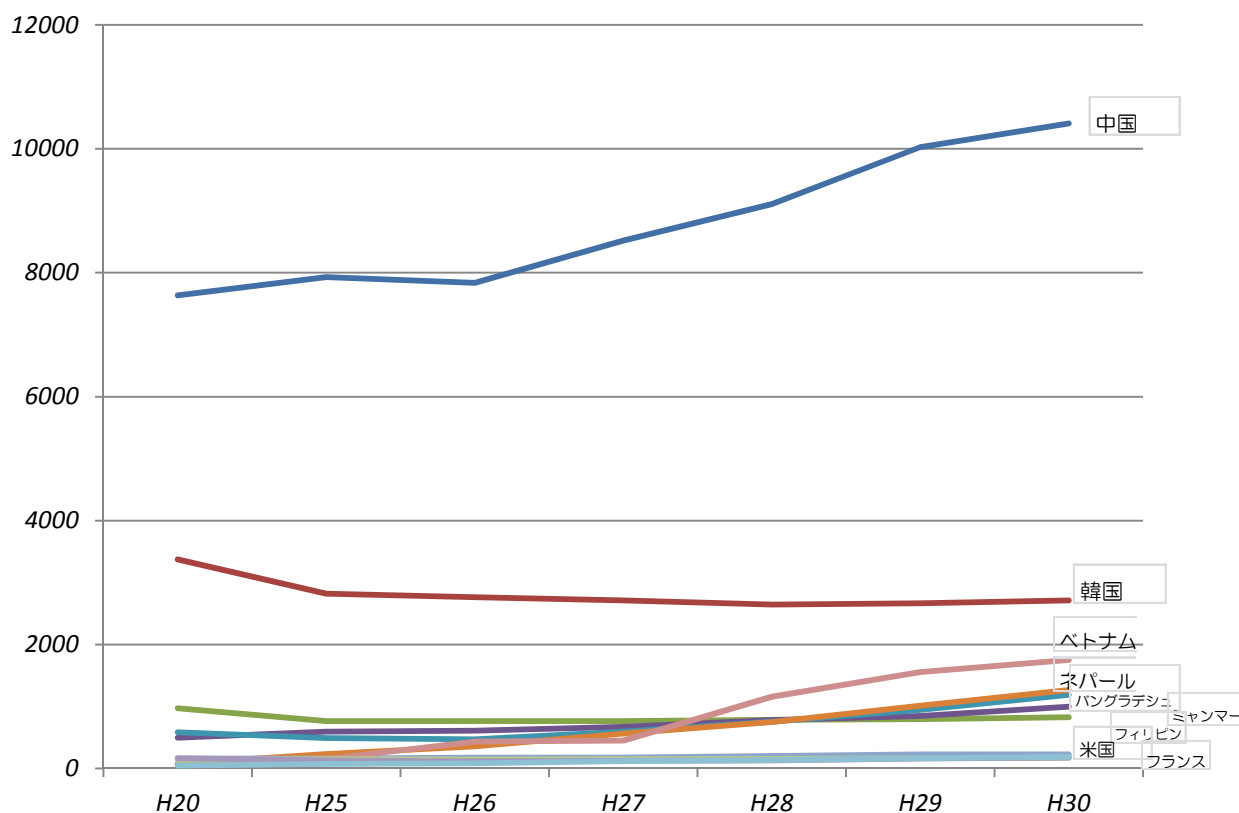


(3) 国籍・地域別の一覧表（各年 1 月 1 日現在）

（平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正後から現在までの国籍別人口の推移）

国籍・地域別にみても、中国が 10,411 人で全体の 49.7 パーセント、韓国・朝鮮が 2,713 人で 12.9 パーセント、ベトナムが 1,752 人で 8.3 パーセントとなっており、上位 3 か国で全体で 70.8 パーセントを占めています。

H20		H25		H26		H27		H28		H29		H30	
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	7,634	中国	7,930	中国	7,836	中国	8,517	中国	9,108	中国	10,029	中国	10,411
韓国・朝鮮	3,375	韓国・朝鮮	2,820	韓国・朝鮮	2,762	韓国・朝鮮	2,714	韓国・朝鮮	2,646	韓国・朝鮮	2,667	韓国・朝鮮	2,713
フィリピン	972	フィリピン	763	フィリピン	767	フィリピン	767	ベトナム	1,156	ベトナム	1,556	ベトナム	1,752
バングラデシュ	582	ミャンマー	592	ミャンマー	611	ミャンマー	674	フィリピン	786	ネパール	1,014	ネパール	1,265
ミャンマー	496	バングラデシュ	493	バングラデシュ	469	ベトナム	669	ミャンマー	778	バングラデシュ	944	バングラデシュ	1,191
インド	167	ネパール	233	ベトナム	433	バングラデシュ	597	バングラデシュ	756	ミャンマー	849	ミャンマー	995
米国	162	米国	159	ネパール	357	ネパール	562	ネパール	752	フィリピン	798	フィリピン	828
ブラジル	152	ベトナム	150	米国	178	米国	176	米国	200	米国	227	米国	229
タイ	139	タイ	148	タイ	145	タイ	152	タイ	157	タイ	166	フランス	187
英国	121	インド	127	インド	116	インド	125	フランス	136	フランス	164	インド	177
ネパール	78	ブラジル	84	フランス	81	フランス	118	インド	131	インド	158	タイ	172
インドネシア	68	フランス	71	ブラジル	79	ブラジル	86	モンゴル	104	スリランカ	98	スリランカ	86
その他	794	その他	678	その他	724	その他	848	その他	899	その他	882	その他	948



(4) 年齢階級別人口（各年1月1日現在）

年齢別にみると、20代が38.19パーセントと最も多く、次いで30代、40代の順となっています。20代及び30代で、在留外国人全体の約60パーセントを占め、若年層中心の年齢構成となっています。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	構成比	H30日本人	総人口	総人口における構成比	外国人人口の割合
0～9歳	901	1,000	1,095	1,197	1,337	1,448	6.91%	23,673	25,121	7.22%	5.76%
10～19	760	809	969	1,211	1,373	1,405	6.71%	20,738	22,143	6.36%	6.35%
20～29	4,564	4,487	5,218	6,138	7,176	8,003	38.19%	38,359	46,362	13.32%	17.26%
30～39	3,644	3,717	3,959	4,127	4,518	4,728	22.56%	49,656	54,384	15.63%	8.69%
40～49	2,349	2,341	2,360	2,408	2,481	2,586	12.34%	51,491	54,077	15.54%	4.78%
50～59	1,162	1,300	1,419	1,470	1,552	1,601	7.64%	38,674	40,275	11.57%	3.98%
60～69	527	551	620	665	703	746	3.56%	39,669	40,415	11.61%	1.85%
70～79	224	233	250	271	285	303	1.45%	36,976	37,279	10.71%	0.81%
80以上	117	120	115	122	127	134	0.64%	27,840	27,974	8.04%	0.48%
合計	14,248	14,558	16,005	17,609	19,552	20,954	100.00%	327,076	348,030	100.00%	6.02%

(5) 地区別外国人の人口（平成30年1月1日現在）

地区別についてみると、王子地区、滝野川地区の外国人人口の割合が高くなっています。外国人が入居しやすい住居があることが影響しているものと推測できます。

7地区ごと日本人・外国人別	日本人人口			外国人人口			外国人割合	総計
	男	女	合計	男	女	合計		
浮間	11,308	11,245	22,553	810	854	1,664	6.87%	24,217
赤羽西	29,063	30,654	59,717	1,420	1,476	2,896	4.63%	62,613
赤羽東	26,080	25,042	51,122	1,451	1,296	2,747	5.10%	53,869
王子西	15,144	15,433	30,577	1,085	750	1,835	5.66%	32,412
王子東	36,230	37,169	73,399	2,733	2,789	5,522	7.00%	78,921
滝野川西	34,681	35,685	70,366	2,150	2,142	4,292	5.75%	74,658
滝野川東	9,929	9,413	19,342	1,033	965	1,998	9.36%	21,340
合計	162,435	164,641	327,076	10,682	10,272	20,954	6.02%	348,030

2 外国人区民をめぐる課題

(1) 多国籍化に伴うコミュニケーションのあり方

北区では、区内に定住する外国人の増加が進み、人口の6%を超え、国籍も多岐にわたっています。

これまでも、「北区国際化推進ビジョン」に基づき、外国人と日本人が共に地域社会において問題なく自立した生活を送ることができるよう、多文化共生社会の推進に努めてきましたが、依然として、言葉や文化の違いから課題が生じています。

お互いが安心して生活していくためには、コミュニケーションが重要であり、そのためには日本語の習得が必要です。外国人区民の中には、日本語がほとんど分からない人も多くいるため、日本語が理解できず情報が正確に伝わらないことにより誤解やトラブルが発生しています。

コミュニケーションに必要となる日本語を習得するためには、日本語学習支援の充実と日本語学習指導者の育成が必要です。しかし、さまざまな理由から積極的に日本語を学習することができず、コミュニケーションに困難を抱える人も多く存在しています。

このため、日本での生活に馴染めず、理解不足から地域社会での生活に支障をきたしている場合もあることから、多言語での情報提供に努めるとともに日本語学習支援の充実や、やさしい日本語表記の徹底など、コミュニケーションの面から外国人区民の自立を促進する仕組み作りが必要です。

また、区では、ごみの出し方などをはじめ、外国人区民の生活に必要な情報を多言語化し、窓口でパンフレット等を配布し周知を図っています。外国人区民に、さらなる周知を図る必要があることから、効果的な情報発信のあり方を検討する必要があります。

- ⇒ 課題1 情報提供の多言語化
- 課題2 日常生活における支援の充実
- 課題3 日本語学習機会の提供

(2) 地域における区民の多文化共生に向けた意識啓発

多文化共生社会は、行政だけで実現できることではありません。

外国人区民をまちの担い手として捉えるためにも、地域コミュニティへの参加促進に努める必要があります。外国人区民が、自らの地域の課題に気づき、解決に向け日本人と協調して地域と関わりをもつことが重要であると考えます。

北区は住みやすいと思うか「思う」46%、「やや思う」49%、という、区民まつり国際ふれあい広場で行ったアンケート結果から、外国人区民にとって、住みやすいまちのようです。これからも住み続けたいと実感できるように、外国人区民に対し「災害時には何をすべきか」など、基礎的な知識を持ってもらうことや、地域の防災訓練に参加して地域とのつながりをつくるなど、安全対策の面からも意識啓発が必要となります。

このほか、健康の相談や医療・介護を受けるにあたって、さまざまな場面で外国人区民が自立して生活できるよう環境の整備が必要です。

多文化共生社会は、外国人区民に日本を理解してもらうと同時に、日本人区民一人ひとりが、外国の文化を理解し、お互いが認め合う『肯定感』をもつことで育まれると考えます。

このような課題に対し、人権意識の啓発や国際理解教育をはじめ、北区の最重要課題の一つである「地域のきずなづくり」の観点から、お互いの文化を認め合い、外国人区民も地域住民の一員とする地域づくりを行うことが大切です。

- ⇒ 課題4 異文化理解の推進
- 課題5 交流機会の創出

(3) 地域で活躍できる外国人及び外国人を支援する区民・団体等の育成

若年層の割合が高い外国人区民に期待されることは、町会・自治会をはじめとした地域活動への参画です。そのためには、外国人区民の教育や労働などの環境整備が必要と考えます。その方策の一つとして、外国人区民への行政情報の伝達や生活ルールの周知、地域活動の参加を促すといった役割を担う支援者「キーパーソン」を育成して、積極的に活用することが求められます。

また、外国人の方々を支援する団体などが連携することにより、さまざまな分野で多文化共生を推進していく必要があります。そうしたネットワークの拡大を図ることで、外国人区民を支援する人材の輪を広げるとともに、行政と区民の間に立った中間支援組織の整備を目指します。

- ⇒ 課題6 活躍する外国人の育成
- 課題7 人材の発掘とネットワークづくり

以上、3つの大きな課題に分類し、7つの課題を施策の方向として抽出しました。また、3つの大きな課題に対しては、次章で基本目標として3つの柱を設定することとします。

第4章 多文化共生に向けた基本的な考え（骨子）

1 多文化共生の定義

《 本指針における「多文化共生」の定義 》

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成 18 年 3 月 総務省）

2 基本理念（目指すべき姿）

本指針は、外国人区民の人権を保障し、北区における多文化共生社会の実現に向けた取り組みを体系化したものです。区が目指す「多文化共生」では、日本人と外国人との隔たりをなくし、近隣や地域などにおいて、互いの文化の違いを認め合う気持ちが芽生え、自然に溶け込んでいることが「理想の姿」と捉えています。

こうした観点から、目指すべき姿を指針の基本理念として決めました。

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、
ともに安心して暮らせる多文化共生のまち 北区

3 指針の目標

本指針では、基本理念（目指すべき姿）の実現に向けた進捗状況を評価するポイントとして数値目標を定めるとともに、「環境づくり」「地域づくり」「人づくり」といった3つの柱を基本目標として設定しました。

（1）数値目標（区民の意識向上）

平成30年（2018年）に実施する区民意識・意向調査において数値化する「外国人（日本人）への肯定感を持っている区民の割合」が、概ね10年後に行う同調査では、1.5倍の割合となることを目指して、数値目標を設定していきます。

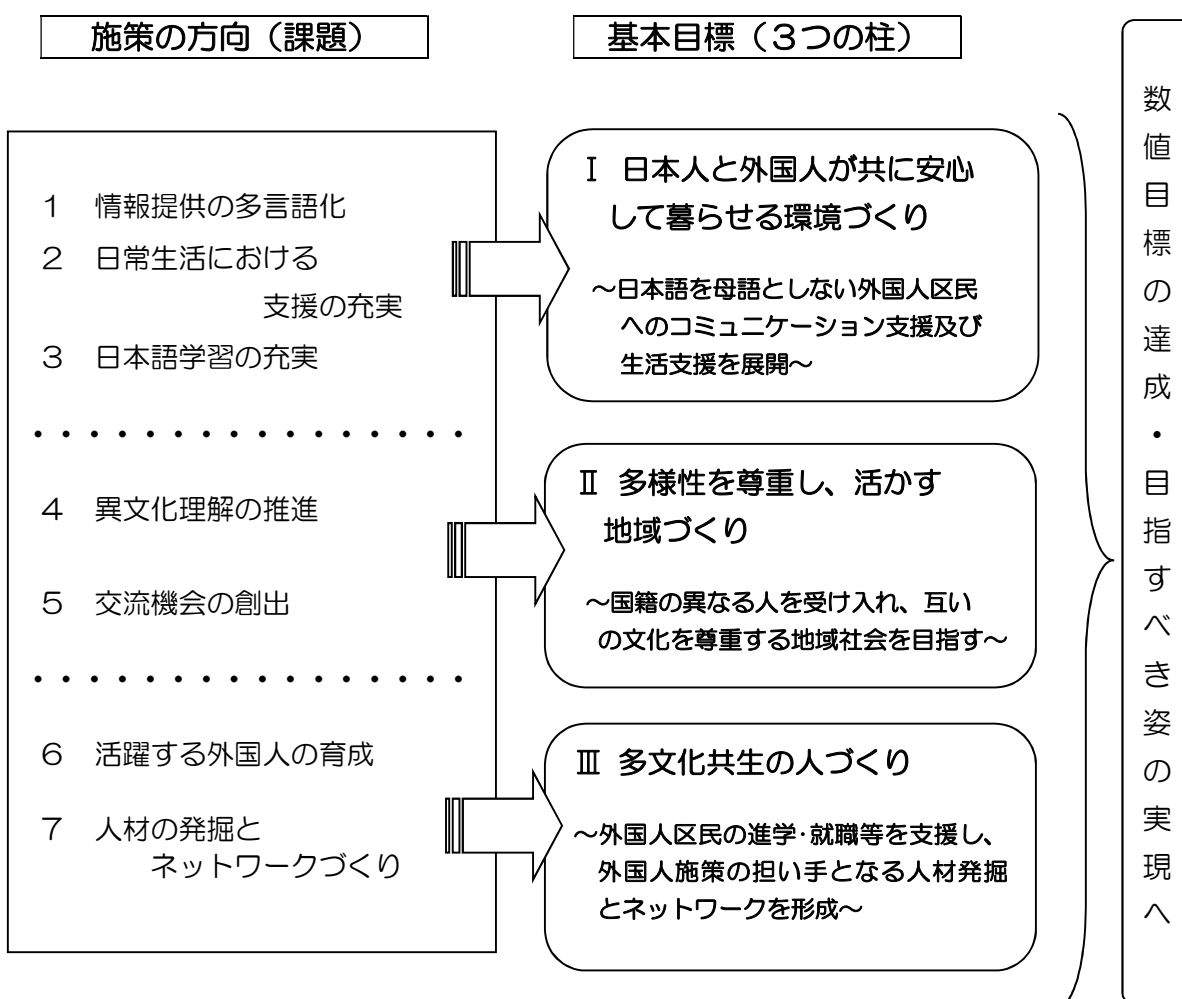
この肯定感については、基本目標2「多様性を尊重し、活かす地域づくり」の中で示しています。

(2) 基本目標（3つの視点）

基本理念（目指すべき姿）及び数値目標の達成に向けて、第3章の「現状からみた今後の課題」に基づき、次の3つの柱を基本目標に掲げました。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境づくり 2 多様性を尊重し、活かす地域づくり 3 多文化共生の人づくり |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

《指針の全体像》



6 多文化共生指針体系図

施策の方向（課題）から、重点施策（推進内容）を見出し、体系化しました。

基本理念 (将来像)	基本目標 (目指すべき姿)	施策の方向 (課題)	重点施策 (推進内容)
日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して暮らせる多文化共生のまち北区	1 日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境づくり	(1) 情報提供の多言語化	① 多言語及びやさしい日本語による対応
			② 行政情報や各種案内等の多言語化
			③ 外国語資料の収集及び提供
		(2) 日常生活における支援の充実	① 相談体制の整備
			② 生活情報等の充実
			③ 外国語資料の収集及び提供
		(3) 日本語学習の充実	① 日本語学習を行う支援団体との連携
			② 外国人区民の日本語学習の推進
			④ 就学前からの学習支援の充実
	2 多様性を尊重し、活かす地域づくり	(1) 異文化理解の推進	① 区民等への意識啓発
			② 多文化教育の推進
			③ 研修会等の実施
		(2) 交流機会の創出	① 外国人区民の地域参画の推進
			② 交流イベント等の実施
			③ 外国人区民の活躍と社会参加の促進
3 多文化共生の人づくり	(1) 活躍する外国人の育成	② 外国人区民の就業支援	
		③ 外国人児童・生徒等へ学習支援（再掲）	
		④ ④ 就学前からの学習支援の充実（再掲）	
		① 多文化社会の担い手となる人材の発掘	
	(2) 人材の発掘とネットワークづくり	② 大学などとの連携	
		③ 区民や支援団体等とのネットワークの形成	

第5章 重点施策と推進内容

基本目標1：日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境づくり

(1) 情報提供の多言語化

外国人区民の多国籍化に伴い、行政サービスの情報提供については多言語化が求められています。英語・中国語・ハングルで表記してきたパンフレットや公共サイン等においても、一層の工夫が必要な状況です。今後は、「やさしい日本語」やイラスト、ユニバーサルデザインの活用等を図っていきます。

① 多言語及びやさしい日本語による対応

多言語による窓口対応を充実させるために、通訳クラウドや国際交流協力ボランティアを活用していきます。また、外国人の方々に対し、母語と日本語が話せる知人が付き添って来庁すると、手続きが円滑に行えることについて、周知していきます。

【検 討】

- やさしい日本語の取組み
- 通訳クラウドサービスの充実について
- 国際交流協力ボランティア等の活用について

② 行政情報や各種案内等の多言語化

北区公式ホームページの自動翻訳サービスを行っています（英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語）。区から提供するお知らせ、生活情報、行政情報などを国際交流協力ボランティア等が翻訳・多言語化していきます。

【推 進】

- 北区国際交流紙“Global Thinking”（グローバルシンキング）の内容充実
- 業務案内等の多言語化の推進
- 国際協力団体や企業等が開発した「情報アプリ」及び「情報サイト」の活用

【検 討】

- 「やさしい日本語」普及事業（職員研修・講座等）の実施

(2) 日常生活における支援の充実

北区では、ごみの出し方などをはじめ、外国人区民の生活に必要な情報を多言語化し、窓口でパンフレット等を配布し、周知を図っています。しかし、依然として、行政情報の理解不足等が指摘されていることを踏まえ、より多くの外国人

区民に周知を図るため、効果的な情報発信のあり方を検討し、丁寧に対応していくことが課題です。

また、区民まつり国際ふれあい広場で実施した、外国人対象のアンケート調査では、「北区は住みやすいと思う」が46%、「やや思う」が49%という結果であり、外国人にとって“住みやすいまち”のようです。そのことから、様々な機会を捉え、日本のルールを伝える必要があります。

① 相談体制の整備

外国人区民を対象に日常生活上の諸課題について、情報提供するとともに、英語及び中国語で、専門相談員が相談に応じています。

今後、相談件数など実績に応じて、多言語化も含めた検討を進めていきます。

【検討】

- 外国人相談の多言語対応等
- 身近な総合相談窓口の設置

② 生活情報等の充実

地域で日本人とともに安心して暮らすために、防災、住宅、労働、医療、福祉及び教育などの生活情報等、各分野の確実な情報提供を図ります。

例えば、外国人区民向けに多言語（英語、中国語、ハングル）で「家庭ごみの正しい出し方」のパンフレットを作成し、清掃事務所で随時配布しています。

また、庁舎においては、案内図を英語、中国語で作成していますが、今後は、緊急時・災害時に備え、外国人にわかりやすいイラストや表記について研究していきます。

多言語による資料やパンフレットの作成等については、必要に応じて、国際交流協力ボランティアによる翻訳をはじめ、通訳を通じて伝えていきます。

とくに、防災対策については、外国人区民に適切な支援を行うとともに、防災講座や地域の防災訓練への参加を促す等、自助力の向上、さらには共助のための意識啓発を行います。

【推進】

- 外国語版及び「やさしい日本語」によるパンフレット等の作成・配付
- 東京都の実施事業を含む防災訓練等への参加促進

【検討】

- SNSによる情報発信
- 国際協力団体等のサイトと連携した情報提供

③ 外国語資料の収集及び提供

外国人区民のための生涯学習の機会や趣味を広げてもらえるよう、中央図書館、滝野川図書館及び赤羽図書館では、「国際コーナー（多文化言語コーナー）」を設置し、外国語図書、雑誌の貸出を行っています。

また、国際交流協力ボランティアの協力で、区内在住の外国人の幼児（3歳程度）から小学校低学年と保護者を対象に英語による「おはなし会」を開催しています。中央図書館で進めている北区の歴史の紹介では、多くの外国人の方に北区への愛着や関心をもってもらうために、今後、外国語に翻訳した刊行物を発行する予定であり、外国人区民を対象とした取組みを推進しています。

【推 進】

- 国際コーナー（中央図書館）の利用促進に向けたPR
- 「(仮称) 図説 北区の歴史 はじめの一步」外国語版の編集
- 外国語書籍等の充実

(3) 日本語学習の充実

外国人区民の中には、日本語がわからない人も多くいるため、情報が正確に伝わらないことにより、日常生活において誤解やトラブル等が生じています。

日本人とのコミュニケーションを図るためには、日本語の習得は欠かせませんが、日本語を学習する機会に恵まれず、コミュニケーションに困難を抱える外国人区民も多く存在しています。

多国籍化の現状を見据え、コミュニケーションの壁を解消するためには、日本語学習の機会の拡充が求められています。

さらに、外国語を母語とする保護者の子が、幼児期（就学前）から日本語学習を受けておくことは、就学後の発育とともに、将来の進学や就職、さらには地域社会での活躍などに大きく影響します。

① 日本語学習を行う支援団体との連携

日本語学習の機会を提供する支援団体との情報交換会やボランティアとの連携をはかり、新たなボランティアを募るなど、外国人区民の支援体制について検討を進めます。

【推 進】

- NPO・ボランティアぶらざとの連携

【検 討】

- 地域の実態調査及び実施が必要な地域における支援
- (仮称) 学習支援ボランティアの募集

② 外国人区民の日本語学習の推進

外国語を母語とする保護者の子の日本語学習をはじめ、日本語を学ぶことは、日本人区民とのコミュニケーションを図るうえで、たいへん重要です。

そこで、支援団体が行っている日本語学習の場について広報するとともに、文化センター等で実施している外国人区民向けの講座への参加を積極的にPRします。

【推 進】

- 日本語学習を行う場の情報発信

③ 外国人児童・生徒等への学習支援

「北区教育ビジョン」では、「義務教育の9年間は将来を生き抜いていく力を養うために最も重要な時期」としていることから、外国人区民の子どもたちが日本語を理解するための学習支援を行っていきます。

近年は外国人の児童・生徒数が増加しているため、日本語をはじめ、学習支援の充実が求められています。

また、就学前の段階から日本語学習が受けられるよう誘導を図り、外国人の就学促進について検討を進めていきます。

【推 進】

- 小学校1, 2年生並びに小学校3年生以上で、通級困難な児童・生徒に対し、在籍校へ日本語適応指導員を派遣
- 小学校3年生以上で、日本語活用が困難な児童・生徒に日本語を教える「日本語適応指導教室」を設置
※日本語適応指導教室設置校 中学校1校、小学校2校)

【検 討】

- 増加する外国人に対する日本語適応指導の充実

④ 就学前からの学習支援の充実

「北区子ども・子育て支援計画2015」に基づき、外国人区民に対しても、子どもの人権を尊重し、幼児期における学校教育・保育をはじめとした支援を行います。

【推 進】

- 外国人区民の子どもへの学習支援を行っている支援団体との連携

【検 討】

- 就学の誘導を兼ね備えた学習支援
- 保育園や幼稚園における日本語学習

基本目標2：多様性を尊重し、活かす地域づくり

(1) 異文化理解の推進

多文化共生の意識啓発に並行して、自国の文化や習慣等を大切にしながら、互いの多様性を認め合う「異文化理解」について推進していくことが課題です。

国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会を実現するための基本であり、外国文化体験事業や区職員向けの研修、区民対象の啓発イベント等を継続的に行う必要があります。

また、日頃から、外国人区民とコミュニケーションをとり、交流する機会がある日本人区民を増やすために、福祉や教育、地域活動など、様々な分野で接点を見出す必要があります。

① 区民等への意識啓発

多文化共生に向けた施策を着実に進めていくためには、区民全体を対象として促す「意識啓発」にあると考えます。本指針では、互いの偏見をなくし、相互の肯定感を持つことについて、数値目標として定めています。

【推 進】

○多文化共生PR強化月間の設置

学校や地域、支援団体等の協力を得ながら、対外的にアピールを図ります。

また、一般財団法人自治体国際化協会の協力を得て、講演やパネル展示等を実施していくことについても併せて検討します。

○人権週間及び平和祈念週間等の活用

国際化推進事業の関連施策である人権や平和祈念の行事等を通じて、積極的にアピールするとともに、国際化施策の展示などさまざまな機会を捉えて実施していきます。

③ 多文化教育の推進

区教育委員会では、国際理解教育推進プロジェクト及びグローバル人材育成プロジェクトとして、国際社会に生きる日本人を育成するため、人権尊重の精神の育成を基にした人間理解や自国及び世界の伝統・文化の理解、英語力やコミュニケーション能力を育成しています。

【推 進】

○国際理解に関する授業

学校における総合的学習の時間や「道徳」「社会科」の授業などで、多文化理解に関する授業を行っています。また、日本伝統文化教育（茶道、華道、着付、相撲等）を実施しています。

○人権施策等との連携など東京都が実施する事業のPR

③ 研修会等の実施

互いの多様性への理解を深めるため、区民向けに多文化教育を中心とした研修について検討を行います。

まずは、窓口などにおける外国人区民との接遇をはじめ、区職員を対象とした研修会等を実施します。

【推 進】

○（仮称）多文化共生研修の実施

関係機関による専門講師の派遣などを活用して、職層や担当業務に応じた研修を実施します。また、研修において、「やさしい日本語」の講習会も実施していきます。

（2）交流機会の創出

区では、「地域のきずなづくり」を最重要課題の一つとしていることから、外国人区民の方々にも北区に愛着を持って暮らしていただけるよう、日本人区民との交流機会を創出することにより、互いの多様性を認め合う地域づくりを推進していく必要があります。

① 外国人区民の地域参画の推進

外国人区民が町会・自治会やPTA、地域行事に参加し、さらには地域の担い手（役員等）として、地域の様々な場で活躍することが期待されています。

互いの顔が見える関係を構築することで、お互いの生活習慣を理解でき、相談や情報交換もしやすくなるだけでなく、地域の活性化が図られます。

また、区政モニターへの外国人区民の参加についても、地域参画の推進に向けた方策の一つと捉え、検討を進めます。

【推 進】

○先進的な町会・自治会の事例を参考とした地域参画

【検 討】

○外国人モニターの設置

○地域活動に関する多言語又はやさしい日本語での案内パンフレット配付

② 交流イベント等の実施

区では、異文化体験交流事業の一環として、外国人区民向けに、日本文化を紹介するイベントを行い、お茶、生け花、琴、折り紙の体験を行っています。

また、毎年10月に実施される「ふるさと北区区民まつり」において、国際協力団体の協力による「国際ふれあい広場」を設け、他国の料理やパフォーマンスなどを楽しむ交流の場となっています。

区民主体の多文化共生事業として、外国人の支援団体（ボランティア）によるさまざまな事業実施を促進していきます。

また、東京国際フランス学園と学校・地域との交流は、相互理解を深めるために、効果的な取組みであります。今後、さらなる推進を検討していきます。

【推 進】

- 日本及び外国文化体験イベントの開催
- 区民まつり（国際ふれあい広場）のPR及び参加促進
- 東京都や関係機関が実施するイベントのPR
- 大学及び日本語学校などと連携した留学生との交流事業

【検 討】

- （仮称）異文化交流会の実施

基本目標3：多文化共生の人づくり

（1）活躍する外国人の育成

外国人区民は支援の対象である一方、外国人ならではの視点や文化・経験を活かして活躍することが期待されます。

さらに、外国人区民の就業・就労機会を確保することや、働きながら地域やNPO・ボランティアなどの団体活動に参加することなど、外国人区民に社会参画を促していくことも大切です。

① 外国人区民の活躍と社会参加の促進

外国人区民の子育てや教育、仕事などを通じて、地域社会とつながりをもって暮らしています。

地域社会に貢献できる外国人区民を育成していくために、外国人向けボランティア講座を行うなど、さらなる活躍を期待するものです。

【検 討】

- 外国人区民向けボランティア講座

② 外国人区民の就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークや産業団体などと連携する必要があります。また、外国人労働者の就業環境の改善、地元企業の理解や

意識啓発も大切です。

外国人の発想を活かして活躍できるように、情報提供など、日本人区民と同様に外国人区民の起業支援も推進します。

【推 進】

○外国人区民の起業・就労支援

【検 討】

○ハローワークや区内企業等と連携した就業機会の充実

③ 外国人児童・生徒への学習支援（再掲）

④ 就学前からの学習支援の充実（再掲）

（2）人材の発掘とネットワークづくり

区内には、外国人への日本語学習支援や交流事業などを行っている NPO 法人やボランティア団体（本指針で「支援団体」と表記）があります。

多文化共生を推進するためには、行政や学校だけでは限界があることから、中間的な立場で外国人を支援する区民など（キーパーソン）の発掘・育成とともに、多文化共生を推進するために、ネットワークを形成する必要があります。

① 多文化社会の担い手となる人材の発掘

日本人と外国人を結ぶ主体と連携し、様々な交流事業を展開する中で、日本に住み慣れている外国人区民が日本人区民とともに、イベントの担い手となり活躍しています。

外国人支援を長く続けている区民の中から、外国人の自立や社会参画を促す主体となる「キーパーソン」を発掘し、多文化共生に向けて課題解決を図っていく必要があります。

今後も、外国人人口の増加に伴い、ますますその必要性が高まっていくと見込まれるため、キーパーソン及びキーパーソンとなり得る人材の育成に努めます。

【推 進】

○国際交流協力ボランティアの充実

○NPO・ボランティアぶらざとの連携（再掲）

【検 討】

○多文化共生コーディネーター研修への参加

② 大学などとの連携

これまでも包括協定を締結している大学や区内の日本語学校などの協力を得て、留学生と区民が交流するなど、関係づくりを図ってきましたが、在留資格のトップが「留学」であることをチャンスと捉え、より一層の交流を図り、多文化共生に向けた協力を促していきます。

また、区立小・中学校と交流を行っている東京国際フランス学園についても貴重な資源であり、同学園と連携することも大切です。

【推 進】

- 大学・日本語学校・外国人学校などとの連携強化
- 留学生のボランティア参加

【検 討】

- 大学生などと連携した多文化共生事業の実施

③ 区民や支援団体等とのネットワークの形成

多文化共生については、北区にとってたいへん重要な課題である一方、行政だけでは限界があることから、区民や支援団体の理解・協力のもとで、連携した取組みを構築する必要があります。

そのための体制づくりとして、キーパーソンを中心とした多様な人材や支援団体等によるネットワーク（（仮称）多文化共生ネットワーク）を形成していきます。

【推 進】

- 関係機関との情報交換
- 区が実施する「政策提案協働事業」などの活用

【検 討】

- （仮称）多文化共生ネットワークの形成

第6章 多文化共生に向けた推進体制

1 推進体制の構築

本指針における各施策を効果的に実施していくために、庁内の推進機関として、北区長を長とする（仮称）多文化共生推進本部を設置します。当該本部において、多文化共生指針の進捗管理を行うこととし、実効性を確保します。

この本部のもとに、区の各部署が多文化共生指針に基づき事業を実施し、区全体の取組として、多文化共生を推進していきます。

また、多文化共生を推進する専管組織を区に設置することについて検討します。

2 区民や支援団体等との連携・協働の推進

多文化共生はさまざまな分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたり、区民をはじめ、地域団体、NPO・支援団体、大学、企業など、多様な主体との連携や協働は欠かせないものです。

多くの主体がネットワークを形成することにより、さまざまな人たちが出会う場や団体間交流が生まれます。

さらに、ネットワークを形成する中で、区と区民・支援団体等との間に入り、多文化共生を担う中間支援組織を立ち上げることについても検討していきます。

3 国や東京都などとの連携

多文化共生を効果的に推進していくために、国や東京都と連携していく必要があります。国や東京都のほか、一般財団法人自治体国際化協会、東京都国際交流委員会などと連携していきます。

また、東京圏では多文化共生にかかる同様の課題を抱えている自治体も多いため、広域的なエリアで連携を図っていく必要があります。

外国人の割合が高い周辺自治体などとの情報交換をはじめ、他区市や地域国際化協会などと連携した多文化共生施策について研究していきます。